

ご挨拶



日本貸金業協会 会長
飯島 巖

この度、平成24年度の協会活動について報告するとともに、各関係資料や貸金業法関係法令の改正内容及び公知情報などお届けいたします。

平成24年度は、自主規制機関としての協会の設立目的に則し、協会員のコンプライアンス態勢の確立を更に進め、社会から貸金業全体の信認を得るため、協会未加入貸金業者の加入を促進し、自主規制機能の浸透を図るとともに、資金需要者等の利益の保護を図る観点から、相談・苦情・紛争解決対応や金融に関する知識の普及及び啓発を図るため業務に取り組んでまいりました。

さて、最近の貸金業界の状況を見ますと、消費者向け無担保貸付の月間貸付額は、一昨年の秋以降前年比で増加基調に転じており、貸付残高につきましてもその減少に下げ止まりの傾向が見られるようになってきております。しかし、一方で過払金の返還については特に地方で返還請求が続いており、貸金業界は依然として厳しい状況に置かれております。このような状況の中で、貸金業界の健全化は着実に進んでまいりました。

例えば、多重債務者とされた、借り入れ5件以上の利用者は、平成19年3月の171万人から平成25年4月末には29万人にまで減少、行政処分の件数は、平成20年度の459件から、平成24年度には19件と大幅な減少を見ております。さらに協会に寄せられた苦情件数も、平成20年度の785件から平成24年度には117件にまで減少しております。

このような状況を踏まえ、協会では協会員の貸金業法及び自主規制の遵守の更なる徹底を図るとともに健全な資金の供給を通じて庶民金融としての、貸金業の確立と社会的地位の向上を目指してまいります。引き続き、ご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げます。